公益財団法人東京しごと財団　企画提案　公示書

【1.概要】

公益財団法人東京しごと財団（以下、財団という）が実施する以下の案件について、企画提案方式による事業者選定を行う。 ※企画提案方式：契約の相手方の選定にあたり、一定の参加条件を満たす事業者を公募し、事業者からの提案を求め、その内容の最も優れた者を受託者として選定する方式。

件名	人事労務管理システムの導入及び運用支援業務委託
目的・業務概要	財団職員の身上申請及び人事評価業務等の人事情報を一元管理できるシステムを導入し、業務効率化を図りながら人材・組織の活性化を可能にする基盤を構築する。

【2.スケジュール】

	実施事項	日時	媒体
①	公示 仕様閲覧申込受付開始	令和7年12月26日(金)	ビジネスチャンス・ナビ （仕様閲覧/参加を希望する事業者はビジネスチャンス・ナビに登録すること）
②	仕様閲覧申込受付締切	令和8年1月9日(金)　13:00	
③	募集要項・仕様書・評価基準公開 参加申請受付開始 質問受付開始	令和8年1月19日(月)　13:00	
④	質問受付締切	令和8年1月23日(金)　13:00	
⑤	質問回答公開	令和8年1月28日(水)　13:00	
⑥	参加申請受付締切 質問回答公開終了	令和8年2月2日(月)　13:00	
⑦	書面審査結果通知 企画提案書受付開始	令和8年2月6日(金)　13:00	メール
⑧	企画提案書受付締切	令和8年2月16日(月)　13:00	
⑨	予備審査結果通知 （予備審査実施の場合）	令和8年3月2日(月)　13:00	
⑩	企画提案（プレゼンテーション）	令和8年3月9日(月)	
⑪	内定/非内定通知	プレゼン当日～翌営業日（予定）	メール（後日書面交付）

※本スケジュールは変更となる場合がある。

【3.参加資格】

以下に記載する条件を全て満たしている者であること。

(1)	法人格を有すること。		
(2)	法令等を遵守していること。		
	ア	参加締切時において職業安定法（昭和22年法律第141号）または労働者派遣法（第３章第４節の規定を除く）の規定またはこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から５年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、参加締切時までに是正を完了しているものを除く。ただし、財団の事業に直接関わる契約で是正指導を受けたものは、是正を完了してから２年を経過していること。）	
	イ	労働保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未適用及びこれらにかかる保険料の未納があった場合に、その日から２年を経過しない者でないこと。	
	ウ	参加締切時から過去２年間において、上記以外の法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。	
	エ	納期の到来している法人住民税（法人都民税等）及び法人事業税を完納していること。	
	オ	参加締切時から過去1年間に委託者又は東京都等との委託契約における契約違反がないこと。	
	カ	東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。また、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）別表1号に該当するとして（事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置期間中でないこと。	
(3)	経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しない者であること。		
	ア	会社更生法による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者	
	イ	民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者	
	ウ	破産法に基づく破産手続きの申し立てをした者又は同破産手続きの開始決定を受けた者	
	エ	その他会社法に基づく特別清算の開始等経営状況が不健全であることが明らかになった者	
(4)	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に準じて、次の各号のいずれにも該当しない者であること。		
	ア	当該契約を締結する能力を有さない者（未成年、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く）及び破産者で復権を得ない者	
	イ	以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後２年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）	
		(ｱ)	契約の履行に当たり故意に事業の執行及び成果を粗雑にし、又は実績の数量等に関して不正の行為をした者
		(ｲ)	公正な競争の執行を妨げた者
		(ｳ)	落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
		(ｴ)	監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
		(ｵ)	正当な理由なく、契約を履行しなかった者
		(ｶ)	入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない者
(5)	法人の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること。		
(6)	公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者又は信用度が極端に悪化している者でないこと。		
(7)	本事業を実施するために必要な人員体制の確保が可能であること。本契約の履行に必要な人員の確保・養成、これを支援する本社組織の体制など、本事業を実施するために必要な執行体制が整っていること。		

(8)	次の事項に該当しない者であること。	
	ア	添付書類に虚偽の事実を記載した者
	イ	仕様を閲覧していない者
	ウ	仕様の閲覧者と企画提案に参加する者が同一でない者 ※複数の企業で構成される企業グループにおいても、企画提案参加を希望する構成員（企業）が仕様を必ず閲覧すること。

【4.仕様閲覧申込】

本案件の企画提案に関して、申込のあった者に対して以下の資料を別途提示する。

募集要項	選定手続きの詳細・予算額
仕様書	本業務の具体的な仕様の詳細
評価基準	提案内容を評価する基準や配点

上記資料の閲覧を希望する者は、前述のスケジュール②仕様閲覧申込受付締切までに、ナビの希望申請にて「仕様閲覧申込書」ファイルを添付して申込を行うこと。

※「仕様閲覧申込書」のフォーマットは、本公示書とともにナビ上に公開する。
※仕様閲覧申込をしていない事業者は、本企画提案に参加することはできないものとする。

【5.その他】

契約情報 の公表	本契約が東京都指導のもと公表対象となる場合、受託者は公表に同意すること。公表に同意しない場合は、契約締結後14日以内に委託者に文書で協議を行うこと。
次年度予算 の承認	本契約は令和8年3月31日までに財団の令和8年度収支予算が理事会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。
次年度以降の 事業者選定方法	原則として、企画提案方式により事業者を選定した翌年度、翌々年度は事業評価方式を採用する。ただし、翌年度以降の本事業の規模や、事業が継続するか否かは未定である。 ※事業評価方式：契約している事業の実績を事業目標と比較すること等により、事業者の成果や努力を評価し、継続可否を判断する方式。
連絡先	公益財団法人東京しごと財団　総合支援部　財務課　契約係 千代田区飯田橋3-10-3　東京しごとセンター8F TEL：03－5211－2308 E-mail：nyusatsu@shigotozaidan.or.jp